人 事 委 員 会 年 報

令 和 元 年 度

鳥 取 県 人 事 委 員 会

目　　次

第１部　人事委員会の組織と運営

第１章　人事委員会
一　人事委員会の設置……1
二　人事委員会の構成及び運営……1
三　人事委員会の権限……1
四　人事委員会の開催状況……2
五　人事委員会規則の制定・改廃……6
六　条例の制定・改廃に関する意見の申し出……7

第２章　事務局
一　組織……8
二　事務分掌……8

第２部　人事委員会の業務

第１章　職員の任用
一　任用制度の概説……9
　1　任用の意義、種類……9
　2　任用の根本基準……9
　3　任用の方法……9
二　採用試験等の状況……9
　1　採用試験……9
　2　昇任試験……17
　3　選考による任用……17
三　育休任期付職員制度……18
四　任期付職員制度……18
五　任期付研究員制度……19
六　外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）……20
七　公益的法人等への職員派遣制度……20
八　臨時的任用……20

第２章　職員の給与
一　職員給与の実態……21
二　民間給与の実態……22
三　職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告……25
四　令和元年度（平成 31 年度）支払監理の実施状況……28

第３章　職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務
一　概説……29
二　勤務時間、休日及び休暇……29
三　職務に専念する義務の特例……30
四　県費負担教職員の特別休暇の特例……30

第４章　職員の福祉及び利益の保護

一　概説・・・31
二　厚生福利及び公務災害補償制度・・・31
三　勤務条件に関する措置要求・・・31
1　措置要求の意義・・・31
2　措置要求事案の取扱状況・・・31
四　不利益処分に関する審査請求・・・32
1　審査請求の意義・・・32
2　審査請求事案の取扱状況・・・32
五　職員からの苦情処理・・・32
1　苦情処理の意義・・・32
2　苦情申出事案の取扱状況・・・32

第５章　職員団体

一　概説・・・33
二　職員団体の登録・・・33
1　登録の意義及び効果・・・33
2　登録職員団体・・・33
3　令和元年度(平成 31 年度)の職員団体登録申請取扱件数・・・34
三　管理職員等の範囲の指定・・・34

第６章　労働基準監督

一　概説・・・35
二　労働基準監督の職権行使の区分・・・35
1　人事委員会が職権を行使する機関・・・35
2　労働基準監督署長が職権を行使する機関・・・36
三　労働基準監督の職権の内容・・・36
1　労働基準法に基づく職権・・・36
2　労働安全衛生法に基づく職権・・・36
四　令和元年度(平成 31 年度)の取組状況・・・37
1　労働基準監督事項の取扱状況・・・37
2　その他・・・38
五　令和元年度(平成 31 年度)のボイラー及び第一種圧力容器設置状況・・・38

第７章　公平委員会の事務の受託

一　概説・・・39
二　受託団体・・・39
1　町村・・・39
2　一部事務組合・・・40
3　広域連合・・・40
三　受託事務の内容・・・40
四　受託事務の取扱状況・・・41
1　措置要求事案の取扱状況・・・41
2　審査請求事案の取扱状況・・・41
3　苦情申出事案の取扱状況・・・41
4　職員団体の登録状況・・・41
5　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について・・・42
6　管理職員等の範囲の指定の状況・・・42

人事委員会委員・事務局職員名簿・・・43

第１部　人事委員会の組織と運営

第１章　人事委員会

一　人事委員会の設置

昭和 26 年６月 12 日（地方公務員法第７条第１項、鳥取県人事委員会設置条例）

二　人事委員会の構成及び運営

（１）構成

３人の委員で組織する合議制の行政委員会である。（地方公務員法第９条の２第１項）

（２）委員の選任

議会の同意を得て、知事が選任する。（地方公務員法第９条の２第２項）

（３）委員の任期

４年（地方公務員法第９条の２第 10 項）

（４）委員長

委員のうちから選挙され、委員会を代表する。（地方公務員法第 10 条）

（５）議事

委員会は委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する。（地方公務員法第 11 条）

三　人事委員会の権限

地方公務員法の規定に基づき、次の事務を処理する。

・人事評価、給与、勤務時間、厚生福利制度等に関する研究及びその成果の議会、長、任命権者への提出
・職員に関する条例の設定・改廃についての議会及び長への意見の申し出
・人事行政の運営に関する任命権者への勧告
・給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告
・給与の支払いの監理
・競争試験又は選考の実施
・臨時的任用の承認
・職員団体の登録、登録の効力の停止及び取消し、解散の届出の受理
・登録職員団体の法人となる旨の届出の受理
・労働基準監督機関としての職権の行使
・勤務条件に関する措置の要求の審査
・不利益処分に関する審査請求の審査
・再就職した元職員の働きかけ規制違反に対する監視
・職員団体の登録の取消しに関する口頭審査
・法律又は条例に基づく事項に関する人事委員会規則の制定
・職員の苦情処理

四　人事委員会の開催状況

回	年　月　日	議　　事
1	平成31.4.19	議案第１号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定 大学卒業程度）の実施について 議案第２号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定 民間企業等経験者対象）の実施について 議案第３号　平成３１年職種別民間給与実態調査の実施について 報告第１号　２０１９年度給与勧告等に関する要求書について 報告第２号　職員からの苦情相談について（事案番号３１年－１号） 報告第３号　職員からの苦情相談について（事案番号３１年－２号）
2	令和元.5.8	議案第１号　選考により採用する職の承認について（医療技術職） 議案第２号　人事委員会規則の一部改正について（勤務時間関係） 議案第３号　人事委員会規則の一部改正について（公平委員会事務委託公共団体の管理職員等範囲規則関係）
3	令和元.5.23	議案第１号　２０１９年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ａ・Ｂ（１回目））の第１次試験合格者の決定について
4	令和元.5.31	議案第１号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について 議案第２号　鳥取県警察官採用試験（令和２年４月採用予定　警察官Ａ（２回目））の実施について 議案第３号　鳥取県警察官採用試験（令和２年４月採用予定　警察官Ｂ（２回目））の実施について 議案第４号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の実施について 議案第５号　人事委員会規則の一部改正について（初任給、昇格、昇給関係） 議案第６号　「２０１９年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について
5	令和元.6.10	議案第１号　選考により採用する職に係る承認について（医療技術職） 議案第２号　人事委員会定めの一部改正について（勤務時間関係）
6	令和元.6.27	議案第１号　審査請求の受理及び審査長、審査員の指名について 議案第２号　人事委員会規則等の一部改正について（組織改正関係） 議案第３号　管理職手当の区分に係る承認について 議案第４号　昇給の特例に係る計画の承認について
7	令和元.7.4	議案第１号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定 大学卒業程度）の第１次試験合格者の決定について 議案第２号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定 民間企業等経験者対象）の第１次試験合格者の決定について 議案第３号　選考により採用する職に係る承認について（知的障がい者）

回	年　月　日	議　　事
8	令和元.7.18	議案第１号　職員の採用選考について 議案第２号　人事委員会規則の一部改正について（特殊勤務手当関係） 報告第１号　公文書開示請求に対する開示決定に係る専決について
9	令和元.8.19	議案第１号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定 大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第２号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定 民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について 議案第３号　職員の採用選考について 議案第４号　宿直勤務の許可について 報告第１号　２０１９年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ａ・Ｂ（１回目））の採用候補者の決定について 報告第２号　国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について
10	令和元.9.6	議案第１号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　大学卒業程度（追加募集：社会福祉（福祉コース）・獣医師））の実施について 報告第１号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　大学卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について 報告第２号　２０１９年度給与勧告等に関する要求書について
11	令和元.9.13	鳥取県人事委員会委員長の選出、委員長職務代理者の指定について 鳥取県人事委員会の会議出席者及び議事録作成者の指定について
12	令和元.9.20	議案第１号　条例改正に対する本委員会の意見について 議案第２号　選考により採用する職の承認について（理学療法士、歯科衛生士）
13	令和元.9.25	議案第１号　選考により採用する職の承認について（医療技術職） 議案第２号　職員の職務に専念する義務の免除について
14	令和元.10.1	議案第１号　「２０１９年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について
15	令和元.10.4	議案第１号　職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について 議案第２号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　高校卒業程度、短大卒業程度）の第１次試験合格者の決定について 議案第３号　鳥取県警察官採用試験（令和２年４月採用予定　警察官Ａ（２回目））の第１次試験合格者の決定について 議案第４号　鳥取県警察官採用試験（令和２年４月採用予定　警察官Ｂ（２回目））の第１次試験合格者の決定について
16	令和元.11.12	議案第１号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定

回	年　月　日	議　　事
		について 議案第２号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の第１次試験合格者の決定について 議案第３号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　大学卒業程度（追加募集：社会福祉（福祉コース）・獣医師））の第１次試験合格者の決定について
17	令和元.11.29	議案第１号　条例改正に対する本委員会の意見について 議案第２号　職員の職務に専念する義務の免除について 報告第１号　鳥取県警察官採用試験（令和２年４月採用予定　警察官Ｂ（２回目））の採用候補者の決定について 報告第２号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　高校卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について
18	令和元.12.12	議案第１号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について 議案第２号　鳥取県職員採用試験（令和２年４月採用予定　大学卒業程度（追加募集：社会福祉（福祉コース）・獣医師））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 報告第１号　職員からの苦情相談について（事案番号元年－１号）
19	令和元.12.24	議案第１号　人事委員会規則等の一部改正について（期末勤勉手当関係） 議案第２号　人事委員会規則の一部改正について（地方公務員法改正関係） 議案第３号　人事委員会規則の一部改正について（組織改正関係） 議案第４号　選考により採用する職の承認について（医療技術職） 報告第１号　鳥取県警察官採用試験（令和２年４月採用予定　警察官Ａ（２回目））の採用候補者の決定について
20	令和2.1.10	報告第１号　令和元年度新規採用職員アンケート結果について
21	令和2.1.23	議案第１号　令和２年度鳥取県職員及び警察官採用試験の実施計画について 議案第２号　人事委員会規則等の一部改正について（会計年度任用職員制度関係）
22	令和2.2.4	議案第１号　鳥取県職員採用試験（令和３年４月採用予定　大学卒業程度（事務・キャリア総合コース））の実施について 議案第２号　鳥取県職員採用試験（令和２年度実施　氷河期世代チャレンジ枠）の実施について 議案第３号　鳥取県職員採用試験（令和３年４月採用予定　警察官Ａ・Ｂ（１回目））の実施について

回	年　月　日	議　　事
		議案第４号　職員の採用選考について 議案第５号　人事委員会定めの一部改正について（臨時的任用職員の休暇関係） 議案第６号　職員の職務に専念する義務の免除等について
23	令和2.2.14	議案第１号　令和２年度鳥取県職員及び警察官採用試験実施計画の変更について 議案第２号　鳥取県職員採用試験（令和２年度実施　氷河期世代チャレンジ枠・警察行政）の実施について
24	令和2.2.27	議案第１号　条例改正に対する本委員会の意見について 議案第２号　職員の任用に関する規則の一部改正について（試験の告知関係） 議案第３号　人事委員会規則の一部改正について（警察組織改正関係）
25	令和2.3.18	議案第１号　職員の採用選考について 議案第２号　選考により採用する職に係る承認について（薬剤師） 議案第３号　人事委員会定めの一部改正（職員からの苦情処理の取扱い） 議案第４号　人事委員会定めの一部改正について（単身赴任手当関係） 議案第５号　人事委員会定めの一部改正について（扶養手当等関係） 報告第１号　新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について
26	令和2.3.26	議案第１号　人事委員会規則の一部改正について（組織改正等関係） 議案第２号　人事委員会規則等の一部改正等について（勤務時間関係） 議案第３号　人事委員会定めの一部改正について（特殊勤務手当関係） 議案第４号　人事委員会定めの一部改正について（職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針） 議案第５号　人事委員会定めの一部改正について（採用選考等の結果についての報告について） 議案第６号　宿直勤務の許可について 議案第７号　障がい者活躍推進計画の策定について

五　人事委員会規則の制定・改廃

公布年月日	規則番号	規　　則　　名	概　　要
令和元. 5.10	1	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係町村等の行政組織の改正に伴う改正
令和元. 5.10	2	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	夏季休暇の取得期間の見直しに伴う改正
令和元. 6. 7	3	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	専門職大学の制度導入に伴う改正
令和元. 7. 4	4	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和元. 7. 4	5	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和元. 7. 4	6	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和元. 7. 4	7	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和元. 7.26	8	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	知事部局の医師の処遇見直しに伴う医療業務手当に係る改正
令和元. 12.27	9	地方公務員法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	会計年度任用職員制度の導入等に伴う改正
令和元. 12.27	10	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和元. 12.27	11	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和2. 1.28	1	地方公務員法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	会計年度任用職員制度の導入に伴う改正
令和2. 3.10	2	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	採用試験の告知方法の見直しに伴う改正
令和2. 3.10	3	管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	警察組織の改正に伴う改正
令和2. 3.27	4	令和２年４月の組織改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和2. 3.27	5	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	子の看護休暇、短期介護休暇の見直し及び県費負担教職員の時間外勤務命令の上限設定並びに年次有給休暇の引継に関する改正
令和2. 3.27	6	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係町村等の行政組織の改正に伴う改正

六　条例の制定・改廃に関する意見の申し出

地方公務員法第５条第２項の規定により、令和元年度に議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

照会年月日 回答年月日	条　例　案　名	意見
令和元年9月12日 令和元年9月20日	・会計年度任用職員の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	異議なし
令和元年11月28日 令和元年11月29日	・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	異議なし
令和2年2月21日 令和2年2月27日	・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 ・職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 ・職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ・義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	異議なし

第２章　事務局

一　組織（平成 31 年４月１日現在）

職員定数　１１人　　現員　１２人

事務局長 ―― 次長（兼任用課長）
- （任用課長）
- 給与課長

二　事務分掌

課　　名	事　　務　　分　　掌
任 用 課	1 任用、服務及び退職管理制度に関すること。 2 職員採用試験に関すること。 3 職員の分限及び懲戒に関すること。 4 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。 5 不利益処分に係る審査請求の審査に関すること。 6 職員からの苦情の処理に関すること。 7 公平委員会事務の受託事務に関すること。 8 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。 9 事務局の人事、予算、決算、経理に関すること。
給 与 課	1 給与制度に関すること。 2 給与の支払監理に関すること。 3 給与に関する報告並びに勧告及び意見に関すること。 4 職員給与及び民間給与の実態調査に関すること。 5 旅費に関すること。 6 職員の勤務時間及び休暇に関すること。 7 職員団体に関すること。 8 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

第２部　人事委員会の業務

第１章　職員の任用

一　任用制度の概説

１　任用の意義、種類

任用とは、特定の者を特定の職につけることで、採用、昇任、降任、転任の４種類がある。（地方公務員法第 17 条第１項）

２　任用の根本基準

①　全ての国民は、任用に際して、人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的意見等によって差別されてはならない。（地方公務員法第 13 条）

②　任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。（地方公務員法第 15 条）

３　任用の方法

競争試験及び選考の２種類がある。（地方公務員法第 17 条の２）

二　採用試験等の状況

１　採用試験

（１）令和元年度の特徴

○大学卒業程度の事務（キャリア総合コース）の第１次試験の配点を見直した。

○大学卒業程度の事務（総合分野コース）のエントリーシートの内容、事務（キャリア総合コース）のアピールシートの内容及び配点を変更した。

○民間企業等経験者対象の事務（エキスパートコース）、事務（鳥取ブランド情報発信・広報コース）を廃止し、事務（新時代創造エキスパートコース）を新設するとともに、従来のアピールシートの内容及び配点を変更した。

○民間企業等経験者対象の事務（一般コース）のエントリーシートの内容を変更した。

○警察官採用試験の年齢要件の上限を３３歳から３５歳に引き上げた。

○警察官採用試験において、教養試験を廃止しＳＰＩ３（基礎能力）を導入したチャレンジコースを新設した。

○警察官採用試験の体力検査項目を文部科学省の新体力テストの項目に変更した。

（２）令和元年度の採用試験実施状況

①　実施概要

試験の種類	職　　種	受験資格 （年齢要件）	試験科目 第１次試験	試験科目 第２次試験
県職員 （大卒程度）	事務 （一般ｺｰｽ） （環境ｺｰｽ） （総合分野ｺｰｽ） （ｷｬﾘｱ総合ｺｰｽ） 社会福祉 （福祉ｺｰｽ） （手話ｺｰｽ） 薬剤師 （公衆衛生ｺｰｽ） 保健師 農業 林業 土木 獣医師 畜産 建築 機械 電気 管理栄養士 警察行政	薬剤師（公衆衛生ｺｰｽ） 保健師 35歳以下 獣医師 50歳以下 その他の職種 22歳以上35歳以下（飛）	事務（総合分野ｺｰｽ）、 警察行政以外 教養試験（択一式） 専門試験 （択一式又は 択一式及び記述式） 論文試験 適性検査 事務（総合分野ｺｰｽ） 教養試験（択一式） エントリーシート 論文試験 適性検査 事務（ｷｬﾘｱ総合ｺｰｽ） 基礎能力試験（択一式） アピールシート 適性検査 警察行政 教養試験（択一式） 専門試験（択一式） 適性検査	警察行政以外 人物試験 警察行政 人物試験 論文試験 身体検査
	追加募集 社会福祉 （福祉ｺｰｽ） 獣医師	社会福祉（福祉ｺｰｽ） 22歳以上35歳以下（飛） 獣医師 50歳以下	教養試験（択一式） 専門試験（択一式） 論文試験 適性検査	人物試験
県職員 （民間企業等経験者対象）	事務 （新時代創造ｴｷｽﾊﾟｰﾄｺｰｽ） （一般ｺｰｽ）	59歳以下	基礎能力試験（択一式） アピールシート エントリーシート 論文試験 適性検査	人物試験
県職員 （短卒程度）	司書	35歳以下	教養試験（択一式） 専門試験（択一式） 作文試験 適性検査	人物試験

県 職 員 （高卒程度）	一般事務 土木 警察行政	18歳以上21歳以下	警察行政以外 教養試験（択一式） 専門試験（択一式） 作文試験 適性検査 ※専門試験は土木のみ 警察行政 教養試験（択一式） 適性検査	警察行政以外 人物試験 警察行政 人物試験 作文試験 身体検査
県 職 員 （障がい者対象（身体、精神））	一般事務 （身体障がい） 一般事務 （精神障がい）	18歳以上35歳以下	教養試験（択一式） 作文試験 適性検査	人物試験
	警察行政（身体障がい・精神障がい）	18歳以上35歳以下	教養試験（択一式） 適性検査	人物試験 作文試験 身体検査
警 察 官 （警察官Ａ）	１回目 男性 女性 男性：武道／柔道 男性：武道／剣道 ｻｲﾊﾞｰ犯罪捜査官 チャレンジコース ２回目 男性 女性 自己推薦	ｻｲﾊﾞｰ犯罪捜査官以外 35歳以下 ｻｲﾊﾞｰ犯罪捜査官 38歳以下	男性、女性 教養試験（択一式） 適性検査 資格加点 武道、サイバー犯罪捜査官 教養試験（択一式） 適性検査 チャレンジコース 基礎能力試験（択一式） 適性検査 自己推薦 教養試験（択一式） アピール論文 適性検査	人物試験 論文試験 適性検査 身体検査 体力検査 実　　技 専門試験 ※論文試験は自己推薦以外 ※実技は武道のみ ※専門試験はｻｲﾊﾞｰ犯罪捜査官のみ
警 察 官 （警察官Ｂ）	男性 女性 チャレンジコース （1回目のみ）	18歳以上35歳以下	チャレンジコース以外 教養試験（択一式） 適性検査 資格加点 チャレンジコース 基礎能力試験（択一式） 適性検査	人物試験 作文試験 適性検査 身体検査 体力検査

※受験資格について、職種により年齢要件以外に特定の資格や免許等の必要なものがある。
※（飛）は、飛び級・飛び入学による卒業見込者も受験可能なものについて記載している。
※第１次試験で実施した論（作）文試験及び適性検査は、第２次試験で評価・判定を行った。
（身体障がい者、精神障がい者対象・一般事務の作文試験は、第１次試験で評価。）

② 実施日程

試験の種類	職種	受付期間	第１次試験	第１次合格発表	第２次試験	採用候補者発表
県職員（大卒程度）	事務 （一般ｺｰｽ） （環境ｺｰｽ） （総合分野ｺｰｽ） （ｷｬﾘｱ総合ｺｰｽ） 社会福祉 （福祉ｺｰｽ） （手話ｺｰｽ） 薬剤師 （公衆衛生ｺｰｽ） 保健師 農業 林業 土木 獣医師 畜産 建築 機械 電気 管理栄養士 警察行政	4月26日 ～ 5月20日	6月23日	7月 4日	警察行政以外 7月22日 ～8月 8日 （土日除く） 警察行政 8月 6日	警察行政以外 8月19日 警察行政 9月 3日
	追加募集 社会福祉 （福祉ｺｰｽ） 獣医師	9月20日 ～ 10月 7日	10月27日	11月14日	12月 3日 ～ 4日	12月13日
県職員（民間企業等経験者対象）	事務 （新時代創造ｴｷｽﾊﾟｰﾄｺｰｽ） （一般ｺｰｽ）	4月26日 ～ 5月20日	6月23日	7月 4日	7月20日 ～21日	8月19日
県職員（短卒程度）	司書	8月 2日 ～ 8月19日	9月29日	10月 9日	10月30日 ～ 10月31日	11月15日
県職員（高卒程度）	一般事務 土木 警察行政	8月 2日 ～ 8月19日	9月29日	10月 9日	警察行政以外 10月29日 ～ 11月 1日 警察行政 11月 1日	警察行政以外 11月15日 警察行政 11月28日

県 職 員 (障がい者対象(身体、精神))	一般事務 （身体障がい） 一般事務 （精神障がい）	8月30日 ～ 9月17日	10月27日	11月14日	12月 2日	12月13日
	警察行政 （身体障がい・精神障がい）	8月30日 ～ 9月17日	10月27日	11月14日	12月2日	12月20日
警 察 官 （警察官Ａ）	１回目 男性 女性 男性：武道/柔道 男性：武道/剣道 ｻｲﾊﾞｰ犯罪捜査官 ﾁｬﾚﾝｼﾞｺｰｽ	4月 5日 ～22日	5月12日	5月23日	7月 1日 ～ 3日	7月30日
	２回目 男性 女性 自己推薦	8月 2日 ～ 9月 2日	9月22日	10月 9日	11月14日 ～15日	12月12日
警 察 官 （警察官Ｂ）	１回目 ﾁｬﾚﾝｼﾞｺｰｽ	4月 5日 ～22日	5月12日	5月23日	7月 1日 ～ 3日	7月30日
	２回目 男性 女性	8月 2日 ～ 9月 2日	9月22日	10月 9日	11月 6日 ～ 8日	11月28日

③ 実施結果　　※採用予定者数は、採用候補者発表時点のもの。

（ア）県職員採用試験（大学卒業程度）

職種		公告時採用予定者数	採用予定者数	申込者数（人）			第1次試験受験者数（人）			採用候補者数（人）			受験競争率（倍）	採用者数（人）
				男	女	計	男	女	計	男	女	計		
当初募集	事務（一般コース）	20名程度	29名程度	100	54	154	66	42	108	11	18	29	3.7	23
	事務（環境コース）	1名程度	0名程度	0	1	1	0	1	1	0	0	0	－	－
	事務（総合分野コース）	5名程度	8名程度	23	16	39	14	8	22	4	4	8	2.8	8
	事務（キャリア総合コース）	20名程度	20名程度	67	49	116	41	43	84	5	15	20	4.2	18
	社会福祉（福祉コース）	9名程度	5名程度	7	10	17	5	6	11	1	4	5	2.2	5
	社会福祉（手話コース）	1名程度	0名程度	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	－
	薬剤師（公衆衛生コース）	1名程度	1名程度	2	1	3	1	1	2	0	1	1	2.0	1
	保健師	1名程度	1名程度	0	4	4	0	1	1	0	1	1	1.0	1
	農業	7名程度	9名程度	13	8	21	10	7	17	5	4	9	1.9	9
	林業	4名程度	5名程度	13	1	14	9	1	10	5	0	5	2.0	5
	土木	5名程度	5名程度	18	2	20	12	1	13	4	1	5	2.6	5
	獣医師	5名程度	4名程度	3	1	4	3	1	4	3	1	4	1.0	3
	畜産	2名程度	3名程度	3	2	5	2	1	3	2	1	3	1.0	3
	建築	1名程度	2名程度	1	2	3	1	2	3	1	1	2	1.5	2
	機械	1名程度	1名程度	5	0	5	5	0	5	1	0	1	5.0	1
	電気	2名程度	2名程度	9	1	10	5	1	6	2	0	2	3.0	2
	管理栄養士	1名程度	2名程度	0	16	16	0	10	10	0	2	2	5.0	1
	警察行政	3名程度	2名程度	6	6	12	2	5	7	0	2	2	3.5	1
	小計	89名程度	99名程度	270	174	444	176	131	307	44	55	99	3.1	88
追加募集	社会福祉（社会福祉コース）	4名程度	3名程度	9	7	16	7	6	13	0	3	3	4.3	1
	獣医師	3名程度	1名程度	0	1	1	0	1	1	0	1	1	1.0	1
	小計	7名程度	4名程度	9	8	17	7	7	14	0	4	4	3.5	2
計		96名程度	103名程度	279	182	461	183	138	321	44	59	103	3.1	90

（イ）県職員採用試験（民間企業等経験者対象）

職　種	実施決定時採用予定者数	採　用予定者数	申込者数（人）			第1次試験受験者数（人）			採用候補者数（人）			受験競争率（倍）	採用者数（人）
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
事務（新時代創造エキスパートコース）	5名程度	6名程度	70	5	75	43	4	47	4	2	6	7.8	6
事務（一般コース）	2名程度	1名程度	73	34	107	44	22	66	1	0	1	66.0	1
計	7名程度	7名程度	143	39	182	87	26	113	5	2	7	16.1	7

（ウ）県職員採用試験（短大卒業程度）

職　種	公告時採用予定者数	採　用予定者数	申込者数（人）			第1次試験受験者数（人）			採用候補者数（人）			受験競争率（倍）	採用者数（人）
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
司書	3名程度	3名程度	9	24	33	6	21	27	1	2	3	9.0	3
計	3名程度	3名程度	9	24	33	6	21	27	1	2	3	9.0	3

（エ）県職員採用試験（高校卒業程度）

職　種	公告時採用予定者数	採　用予定者数	申込者数（人）			第1次試験受験者数（人）			採用候補者数（人）			受験競争率（倍）	採用者数（人）
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
一般事務	9名程度	15名程度	53	25	78	46	24	70	4	11	15	4.7	9
土木	1名程度	2名程度	2	1	3	2	1	3	2	0	2	1.5	2
警察行政	3名程度	7名程度	11	8	19	7	6	13	2	5	7	1.9	7
計	13名程度	24名程度	66	34	100	55	31	86	8	16	24	3.6	18

（オ）県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）

職　種		実施決定時採用予定者数	採　用予定者数	申込者数（人）			第1次試験受験者数（人）			採用候補者数（人）			受験競争率（倍）	採用者数（人）
				男	女	計	男	女	計	男	女	計		
当初募集	一般事務（身体障がい）	1名程度	0名程度	2	1	3	2	1	3	0	0	0	－	－
当初募集	一般事務（精神障がい）	1名程度	1名程度	5	3	8	5	1	6	1	0	1	6.0	1
当初募集	警察行政（身体障がい・精神障がい）	1名程度	0名程度	1	2	3	0	1	1	0	0	0	－	－
計		3名程度	1名程度	8	6	14	7	3	10	1	0	1	10.0	1

（カ）警察官採用試験（警察官A）

試験区分		公告時採用予定者数	採用予定者数	申込者数（人）	第1次受験者数（人）	採用候補者数（人）	受験競争率（倍）	採用者数（人）
1回目	男性	8名程度	12名程度	49	46	12	3.8	8
	女性	3名程度	5名程度	11	11	5	2.2	2
	男性（武道/柔道）	1名程度	0名程度	0	－	－	－	－
	男性（武道/剣道）	1名程度	1名程度	1	1	1	1.0	1
	サイバー犯罪捜査官	1名程度	0名程度	0 (0)	－ －	－ －	－ －	－ －
	チャレンジコース	5名程度	6名程度	30 (6)	22 (5)	6 (4)	3.7	4 (2)
	小計	19名程度	24名程度	91	80	24	3.3	15
2回目	男性	2名程度	1名程度	13	11	1	11.0	1
	女性	1名程度	0名程度	1	0	－	－	－
	自己推薦	1名程度	3名程度	7 (2)	5 (2)	3 (1)	1.7	2 (1)
	小計	4名程度	4名程度	21	16	4	4.0	3
計		23名程度	28名程度	112	96	28	3.4	18

※サイバー犯罪捜査官、自己推薦の（　）は女性の内数。

（キ）警察官採用試験（警察官B）

試験区分		公告時採用予定者数	採用予定者数	申込者数（人）	第1次受験者数（人）	採用候補者数（人）	受験競争率（倍）	採用者数（人）
1回目	チャレンジコース	3名程度	8名程度	66	57	8	7.1	3
	小計	3名程度	8名程度	66	57	8	7.1	3
2回目	男性	12名程度	12名程度	68	62	12	5.2	12
	女性	5名程度	8名程度	19	14	8	1.8	7
	小計	17名程度	20名程度	87	76	20	3.8	19
計		20名程度	28名程度	153	133	28	4.8	22

２　昇任試験

（１）昇任試験の実施状況

昇任試験は現在、警察官についてのみ実施しているが、昭和４１年度までは吏員昇任試験についても実施していた。

なお、警察官の昇任試験は、人事委員会規則により、その権限を警察本部長に委任しているが、その実施計画は警察本部長から人事委員会に協議することとしている。

（２）令和元年度の実施状況

（単位：人）

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
課長補佐（警　　部）	176	174	16	10.9
係　　長（警 部 補）	107	106	25	4.2
主　　任（巡査部長）	109	109	29	3.8
計	392	389	70	5.6

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第４条

３　選考による任用

（１）選考により採用する職

選考により採用する職については、平成１４年度の見直しにおいて、地方公務員法第17条第３項ただし書き（当時）による承認をあらかじめ行った職と、任命権者からの申請により個別に承認する職に区分することとしたが、平成１８年度にこれを見直し、任命権者からの申請により個別に承認する職を「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」と「競争試験により難い場合に個別に人事委員会の承認を要する職」に細分することとした。これに伴い、競争試験を行っても応募者が少ない等の事情のある職種については、選考職種として見直すとともに、資格免許制度の変遷を反映させる等、任用の実際に合わせた整理を行った。

人事委員会があらかじめ承認した職としては、平成２４年度に他の地方公共団体から派遣される者（市町村職員等）、民間企業等経験者及び身体障がい者をもって補充しようとする職を、平成２８年度に精神障がい者をもって補充しようとする職を追加した。

あらかじめ人事委員会の承認を要する職としては、平成２５年度に、「競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職」を新設し、警察官経験者をもって補充しようとする職を選考により採用する職に追加し、平成３０年度に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第４条第１項による任期付職員を選考により採用する職に追加した。

また、「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」として、平成１９年度に「臨床心理士」「視能訓練士」の職を、平成２０年度に「診療情報管理士」の職を、平成２２年度に「生態系環境技術」の職を、平成２３年度に「原子力技術」の職を、平成２５年度に「水産種苗生産技術」の職を、平成２６年度に「弁護士」「病院薬剤師」の職を、平成２７年度に「公文書館の専門員」の職を、平成２８年度に「知的障がい者をもって補充しようとする職」、「育種・飼養技術」の職を追加し、平成２１年度には「文化財主事」の職を「競争によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」から移管した。

なお、地方公務員法の一部改正に伴い平成２８年度から昇任のための競争試験又は選考は、原則、人事委員会から任命権者の権限となった（引き続き行われる昇任試験（公安職のうち課長補佐及び同相当職以下への昇任）に係るものを除く。）。

①　人事委員会があらかじめ承認した職

係長相当職以上の職、医師の職、歯科医師の職、臨床工学技士の職、看護師の職、准看護師の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、航空機の操縦に従事する警察官の職、育休任期付職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員、一般職非常勤職員、他の地方公共団体から派遣される職員・民間企業等経験者・身体障がい者・精神障がい者をもって補充しようとする職　ほか

②　常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ承認を要する職

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤

師の職、公文書館の専門員の職、育種・飼養技術の職及び知的障がい者をもって補充しようとする職

③　競争試験により難い場合に、人事委員会が任命権者からの申請を審査し、個別に承認する職

保育士の職、薬剤師（病院薬剤師を除く）の職、栄養士の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職、国際事務の職

④　競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職

(1)かつて国又は他の地方公共団体の警察官であった者をもって補充しようとする警察官の職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

(2)地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第４条第１項の規定に基づき任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職

⑤　単純な労務に従事する職員の職

（２）選考による採用の状況（令和元年度中の選考の実施状況）

（単位：人）

任命権者	行政職職員		教育職職員	公安職職員	研究職職員	医療職職員	海事職職員	計
	役付職員	役付職員以外の職						
知事	19	19	4	－	－	11	－	53
教育委員会	3	10	7	－	1	1	－	22
警察本部	－	3	－	16	2	－	－	21
企業局	－	2	－	－	－	－	－	2
病院局	－	2	－	－	－	134	－	136
県議会	－	－	－	－	－	－	－	－
その他		－	－	－	－	－	－	－
計	22	36	11	16	3	146	－	234

三　育休任期付職員制度

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得しようとする職員の業務を配置換えその他の方法により部内で処理できない場合には、育児休業の期間を限度として任期を定めた採用を行うことができるものである。

平成１９年度には法律の改正に伴い、新たに導入された育児短時間勤務を行おうとする職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として短時間勤務職員を任用することができることとなった。

（１）育児休業任期付職員（任期：職員の育児休業の期間）

平成１８年度に任用規則上制度化し、地公法第１７条の２第１項に基づく選考職種の一つとした。技術系職種については登録試験により、また資格免許職については、資格等確認の上、合格者を「育休任期付職員登録簿」（３年間有効）に登録し、このうちから採用を行う。

（２）育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（任期：職員の育児短時間勤務の期間）

平成１９年度の制度導入にあわせ、地公法第１７条の２第１項に基づく選考職種の一つとした。

四　任期付職員制度

地方行政の高度化・専門化が進む中で、公務内部で得られにくい高度の専門性を備えた人材や、一時的に専門的な知識を有する職員を必要とする場合に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的として、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことに伴い、平成１４年度に設けられたものである。

平成１６年度には法律の改正に伴い、新たに専門的な知識経験等以外の要件によっても一般職の職員の任期を定めた採用を行うことができることとなった。

１　職種及び対象

（１）特定任期付職員（任期：５年以内）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

（２）一般任期付職員（任期：５年以内）

①専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、一定期間部内での人材確保が困難な場合

②専門的な知識経験の性質上、その専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

③専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、一定期間部内での人材確保が困難な場合

④公務外の実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務であるため、その最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

（３）上記以外の任期を定めた採用（任期：原則３年以内）

①一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務に従事させる場合

②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合

（４）短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期：原則３年以内）

短時間勤務職員を（３）の各業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等

２　令和元年度承認実績

なし

五　任期付研究員制度

地方公共団体の試験研究機関において、専門知識を有する人材を受け入れ、研究活動の活性化を図ることを目的として「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成１３年度に設けられたものである。

１　対　　象

（１）招へい型研究員（任期：原則５年以内）

研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

（２）若手育成型研究員（任期：原則３年以内）

独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

２　令和元年度承認実績

なし

六　外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分取扱いの明確化等を図るため、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」の施行に伴い、昭和６２年度に条例化された制度である。

令和元年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

30年度末 派遣人数	元年度中実績		元年度末 派遣人数
	派　遣	復　帰	
3	2	1	4

※報告根拠：「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」第９条第２項

七　公益的法人等への職員派遣制度

職員派遣の適正化及び手続きの透明化、職員の身分取扱いの明確化等を図るため「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、平成１３年度に条例化された制度である。

平成２１年度以降は、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し施策推進を図るため人的援助が必要な公益的法人等への派遣（県職員の身分を有したまま派遣）のみとされた。

令和元年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

30年度末 派遣人数	左のうち30年度中派遣期間終了人数	元年度中実績		元年度末 派遣人数
		派　遣	復帰等	
44	18	22	9	47

※報告根拠：「鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第９条

八　臨時的任用

臨時的任用は、非常災害等の緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合に行うことができる。

令和元年度の任用実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

任 命 権 者	採　　用	期 間 更 新	計
知事	26	7	33
教育委員会	428	428	856
警察本部	2	0	2
計	456	435	891

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第５条

第２章　職員の給与

一　職員給与の実態

給与制度検討の基礎資料を得るため、平成31年４月１日現在の職員の給与等の実態を調査した。

この調査の結果の概要は、次のとおりである。

（１）　給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

（平成31年４月１日現在）

区分 / 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	3,137	43.6	21.6	73.5	5.3	21.2	0.0	65.3	34.7
公安職給料表	1,233	36.9	16.1	52.9	3.2	43.9	0.0	89.6	10.4
教育職給料表(1)	1,660	46.6	23.9	95.0	2.6	2.4	－	55.4	44.6
教育職給料表(2)	3,537	44.3	21.4	99.2	0.8	0.0	－	48.0	52.0
研究職給料表	155	41.8	18.3	100.0	0.0	－	－	78.7	21.3
医療職給料表(1)	37	36.2	12.4	100.0	－	－	－	73.0	27.0
医療職給料表(2)	96	43.5	20.4	72.9	27.1	0.0	－	46.9	53.1
医療職給料表(3)	51	43.1	19.1	9.8	90.2	－	－	0.0	100.0
海事職給料表	37	41.7	20.6	27.0	46.0	24.3	2.7	100.0	0.0
全給料表	9,943	43.4	21.1	83.7	3.7	12.6	0.0	60.4	39.6

（２）　平均給与月額

（平成31年４月分）

区分 / 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	320,061　円	350,570　円
扶養手当	9,057	9,521
住居手当	5,810	5,217
地域手当	890	559
その他の手当	9,307	10,631
合計	345,125	376,498

（注）１　給料には、教職調整額を含む。

２　再任用職員は、含まれない。

二　民間給与の実態

職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成31年４月現在における民間給与の実態を調査した。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所241事業所のうち、無作為に抽出した145事業所（うち17事業所は調査不能等により集計対象外）である。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

（１）　産業別、事業所規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人～2,999人	500人～999人	100人～499人	50人～99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業・林業	0	－	－	－	－	－
漁業	1	－	－	－	1	－
鉱業、建設業	8	3	1	－	3	1
製造業	61	2	5	6	32	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	23	7	1	4	8	3
卸売・小売業	6	1	－	－	3	2
金融・保険業、不動産業	4	－	1	1	2	－
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	25	4	3	4	10	4
合計	128	17	11	15	59	26

（２） 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額		
			きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A）－（B）
	人	歳	円	円	円
支店長	14	52.5	690,427	873	689,554
工場長	9	55.7	705,649	0	705,649
事務部長	83	53.2	523,082	253	522,829
技術部長	55	53.9	606,396	5,491	600,905
事務部次長	61	51.8	477,489	365	477,124
技術部次長	10	54.7	477,099	0	477,099
事務課長	200	48.1	495,715	9,029	486,686
技術課長	148	48.9	566,094	23,497	542,597
事務課長代理	116	47.6	425,340	43,556	381,784
技術課長代理	25	45.4	474,971	57,474	417,497
事務係長	254	45.1	359,753	39,086	320,667
技術係長	188	45.5	446,114	72,847	373,267
事務主任	232	43.4	319,213	26,429	292,784
技術主任	230	43.5	390,702	64,466	326,236
事務係員	1,140	38.1	277,254	28,436	248,818
技術係員	778	36.6	320,664	47,575	273,089

（注） 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に復元して算出した数値である。

（３） 学歴別初任給

職　　種	学　　歴	金　　額
新卒事務員・技術者	大　学　卒	195,435　円
	短　大　卒	177,779　円
	高　校　卒	154,411　円

(注)　採用のある事業所について平均したものである。

（４） 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	8,686　円
配偶者と子１人	13,399　円
配偶者と子２人	17,357　円

(注)　家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

（５） 特別給の支給状況

区分＼企業規模	規模計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
下半期	月分 2.15	月分 2.23	月分 2.01	月分 2.12
上半期	1.88	2.06	1.64	1.52
年間の計	4.03	4.28	3.65	3.64

1　下半期は平成30年８月から平成31年１月まで、上半期は同年２月から令和元年７月までの期間である。

2　支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

三　職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告

本委員会は、令和元年10月4日、地方公務員法第８条及び第26条の規定により、県議会議長及び知事に対し、報告及び勧告を行った。

Ⅰ　職員の給与に関する報告及び勧告の概要

１　給与決定の原則

地方公務員法第24条第2項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し、総合的に勘案する。

２　職員の給与を取り巻く状況

（１）県内民間事業所従業員の給与の状況

・県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の241事業所から145事業所を無作為に抽出し、従業員の個人別給与を人事院等と共同で実地調査して、県職員と比較した。

〈月例給・特別給（ボーナス）の公民比較〉

区　　分	県内民間（A）	県職員（B）	公民較差（A－B）
月例給（平成31年４月分）	346,544円	346,720円	△176円（0.05%）
特別給（平成30年8月～令和元年7月）	4.03月分	4.00月分	0.03月分

（注）月例給は、ラスパイレス方式による比較

（２）国家公務員の給与の状況

・人事院においては去る8月7日に、公民較差に基づく月例給及び特別給の引上げについての勧告を行った。

〈国公ラス（国＝100）〉

26年	27年	28年	29年	30年	31年
91.8	91.8	93.7	94.8	95.3	95.3

（３）他の都道府県の職員の給与の状況

・他の地方公共団体においては、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

・本年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況を見ると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

（４）生計費及びその他の事情

・勧告後の給与は、生計費を充足している。

・本県の状況をみると、景気の基調は、平成27年末頃から穏やかな持ち直しの動きとなっていたが、同29年末頃から足踏みが見られる。足元では、雇用面の指標は引き続き改善しているものの、消費面などが押し下げ、基調としては、弱めの動きが続いている。

3　勧告の考え方及び内容

（1）　給与の改定

ア　月例給（給料及び諸手当）

１の給与決定の原則に基づき、次のとおり判断した。

（ア）考え方

・県職員の給与は県内民間事業所従業員の給与を0.05％上回っているものの、ほぼ均衡した水準となっていることから、改定を行わないことが適当である。

（イ）内　容

・月例給（給料及び諸手当）を据え置く。

イ　特別給（期末手当・勤勉手当）

（ア）考え方

・県職員の特別給は0.05月単位で改定を行ってきており、特別給の支給月数が県内民間事業所の支給月数を0.03月分下回っていたことから、民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

（イ）内　容

・期末手当・勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げることとし、4.00月分（現行）から4.05月分とする。

（一般の職員の場合の支給月数）

年度	区分	６月期	12月期
令和元年度	期末手当 勤勉手当	1.145月（支給済み） 0.785月（支給済み）	1.285月 0.835月（現行0.785月）
令和２年度	期末手当 勤勉手当	1.215月 0.81月	1.215月 0.81月

（2）　その他

・住居手当ついて、国や他の地方公共団体との均衡も考慮しつつ、引き続き本県における住居手当のあり方について研究を行う。

・特殊勤務手当について、勤務の困難性等に変化がないか、定期的に点検を行い、見直しを行っていくことが必要である。

Ⅱ　人事管理に関する報告の概要

1　働き方改革と勤務環境の整備

・本年４月から導入した時間外勤務の上限規制を踏まえて、引き続き長時間労働の是正のための取組を進めていく必要がある。

・職員のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の一層の向上の観点から、仕事と家庭生活の両立支援にかかる制度の利用を促進することが必要である。

・がんの治療と仕事を両立できる職場環境づくりが社会的な課題となっており、治療と仕事の両立を支援していく必要がある。

・職員の健康障害を未然に防止するため、適切な勤務時間管理や相談しやすい職場づくり、長時間労働による健康障害や心の健康に関する職員の意識啓発等の取組が大切である。

・パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等が法制化されたことに留意し、ハラスメントが潜在化しないよう実効性のある取組を行う必要がある。
・労働災害防止のため、単なる法令遵守にとどまらず、安全で快適な職場環境の実現と労働条件の改善に継続して取り組む必要がある。

2　高齢期の雇用問題

・昨年、人事院が国家公務員の定年引上げに関する意見の申出を行っており、引き続き国の動向を注視し、本県の実情及び人事管理の状況を十分考慮した上で、定年延長に向けての具体的な人事管理の在り方等を検討する必要がある。

3　人材の確保と活用

・人材確保を取り巻く環境が厳しさを増す中、本委員会としても、引き続き、任命権者と連携し人材確保のための取組に努めていく。
・職員の能力・実績を的確に評価し、公正に処遇に反映していくことが重要であることから、人事評価制度の運用状況を検証するとともに適切な運用に向けた取組を進める必要がある。
・障がいのある職員が無理なく安定的に働き続けられるよう、働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた人事管理のための取組を引き続き進めていく必要がある。

4　非常勤職員等の勤務条件

・会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けて、制度改正の趣旨を踏まえながら引き続き新たな制度に円滑に移行できるよう準備を進めていく必要がある。

Ⅲ　参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、令和元年11月議会において、県給与条例等の改正が当該勧告どおりに行われた。

四　令和元年度（平成31年度）支払監理の実施状況

<table>
<tr><th>任命権者</th><th>所　　属　　名</th><th>支払監理の主な目的</th></tr>
<tr><td>知事部局</td><td>家庭支援課</td><td rowspan="3">・時間外勤務の事前申請等の状況の把握
・勤務時間（開始時間・終了時間）の把握状況・方法の把握
・時間外勤務命令・実績確認の状況の把握
・時間外勤務の要因・縮減策の把握

ほか</td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td>岩美高等学校
米子高等学校</td></tr>
<tr><td>警察本部</td><td>境港警察署</td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="2">４所属</td></tr>
</table>

第３章　職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一　概　　説

職員の勤務時間、休暇等職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならないとされ、またその勤務条件は条例で定めることとされている（地方公務員法第 24 条第５項及び第６項）。

本県においては職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第 35 号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第 36 号）並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等により、それぞれの職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について規定している。

また、職員の服務のうち職務に専念する義務については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこととされている（地方公務員法第 35 条）が、このうち特別の定めとして職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第５号）があり、この条例及びこの条例に基づく人事委員会規則により、職員（県費負担教職員を除く。）の職務に専念する義務を免除することができる場合を規定している。

二　勤務時間、休日及び休暇

以下のとおり、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」及び「県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則」並びに「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」、「県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」、「臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について」及び「臨時的任用職員の休暇について」を改正し、並びに「時間外勤務を命ずるに当たっての留意点について」を新設した。

項目	内容	施行期日	備考
時間外勤務の上限時間等の設定	・労働基準法の改正により平成31年度から時間外労働の上限規制が導入されること等を踏まえ、国家公務員の場合に準じて、職員に対する時間外勤務命令の上限時間等を設定した。（職員のみ）	平成31.4.1	規則の改正 定めの改正 定めの新設
障がい者の勤務時間の取扱いの柔軟化	・国家公務員について障がい者の勤務時間の取扱いの柔軟化が図られたことを踏まえ、国家公務員の場合に準じてフレックスタイム制度及び休憩時間の付与についてより柔軟な取扱いを可能とした。	平成31.4.1	規則の改正 定めの改正
臨時的任用職員の休暇の取扱いの改正	・再度の臨時的任用の取扱いが見直し（空白期間の廃止）されることから、再度の任用の場合の年次有給休暇の取扱いなどについて労働基準法上の取扱い等を踏まえた見直しを行った。 ・非常勤職員について平成 31 年度から結婚休暇が新設されることを踏まえ、非常勤職員に準じて結婚休暇を新設した。	平成31.4.1	定めの改正
夏季休暇の取得可能期間の拡大	・夏季における業務効率の向上及び職員のワークライフバランスの推進を図るため、夏季休暇の取得可能期間を拡大した。 （改正前）７月～９月 （改正後）６月～９月	令和1.5.10（職員） 令和1.6.1（臨時的任用職員）	規則の改正（職員） 定めの改正（臨時的任用職員）

三　職務に専念する義務の特例

職員について、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成６年鳥取県人事委員会規則第 16 号）に規定された事由以外の事由により、職務に専念する義務を免除しようとする場合は、任命権者は同規則第２条第 14 号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

令和元年度（平成 31 年度）において本委員会が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が第74回国民体育大会に鳥取県代表選手の帯同トレーナーとして参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	令和1.9.25
職員が第47回全日本空手道選手権大会に鳥取県代表の選手として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	令和1.11.29
①高等学校及び特別支援学校において同一集団で新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した場合で当該教職委が集団内の生徒との接触の程度が高いと認められるとき。 ②特別支援学校において職員が新型コロナウイルス感染症に感染の可能性が高い場合で感染すると重症化するおそれのある児童生徒を担当しているとき。 ③県立病院において職員が新型コロナウイルス感染症に感染の可能性が高いと院長が認める場合。	①図業を担当する高等学校及び特別支援学校の教職員並びに児童生徒の介助を担当する特別支援学校の職員 ②授業を担当する教職員及び児童生徒の介助を担当する職員 ③県立病院に勤務する職員	①出席停止が命じられている生徒と同等の期間を原則とし、校長が学校医と相談の上、必要と認める期間 ②校長が学校医と相談の上、必要と認める期間 ③院長が必要と認める期間	令和2.2.4

四　県費負担教職員の特別休暇の特例

県費負担教職員について、県費負担勤務時間規則に規定された事由以外の事由によって特別休暇を与えようとする場合は、教育委員会は同規則第 15 条第 34 号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。令和元年度（平成 31 年度）において本県が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
小学校及び中学校において同一集団で新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した場合で当該教職員が集団内の生徒との接触の程度が高いと認められるとき。	授業を担当する教職員	出席停止が命じられている生徒と同等の期間を原則とし、校長が学校医と相談の上、必要と認める期間	令和 2.2.4

第４章　職員の福祉及び利益の保護

一　概　　説

地方公務員法は、職員の福祉及び利益の保護は適切であり、かつ、公正でなければならないとして、その根本基準を掲げている（地方公務員法第 41 条）。

そして、同法第 42 条以下に職員の福祉として厚生福利制度、公務災害補償制度を規定し、また職員の利益の保護、すなわち公平審査制度として勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求の制度を規定している。

二　厚生福利及び公務災害補償制度

この制度は、職員の生活を安定させ、職員が安んじて職務に専念することにより公務能率を増進させることを目的とするものであり、これには厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度がある。

厚生制度は、職員の保健、元気回復等に関する制度であり、具体的な措置としては職員の健康診断、執務環境の改善、レクリエーション等の実施がこれに当たる（地方公務員法第 42 条）。

共済制度は、職員の疾病等に関し適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度である（地方公務員法第 43 条）。

また、公務災害補償制度は、職員が公務による災害を受けた場合の補償制度であり、その手続等は地方公務員災害補償法に定められている（地方公務員法第 45 条）。

三　勤務条件に関する措置要求

１　措置要求の意義

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、当局により適切な措置が講じられるよう人事委員会にその措置の要求をすることができ、これを受けて人事委員会は、この要求について審査し、判定を行い、その結果に基づいて必要な措置を執るべきこととされている（地方公務員法第 46 条～第 48 条）。

２　措置要求事案の取扱状況

令和元年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

四　不利益処分に関する審査請求

1　審査請求の意義

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分について人事委員会に審査請求を行うことができ、これを受けて人事委員会は、この審査請求について審査し、裁決を行い、必要がある場合には、是正措置を指示すべきものとされている（地方公務員法第 49 条の２～第 51 条の２）。

2　審査請求事案の取扱状況

令和元年度においては、前年度からの係属事案は０件、新規要求事案は１件、年度中の処理事案０件で、年度末の未処理事案は１件となっている。

五　職員からの苦情処理

1　苦情処理の意義

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（地方公務員法第８条第１項第 11 号）。

2　苦情申出事案の取扱状況

令和元年度においては、前年度からの係属事案０件、年度中の新規申出事案１件、年度中の処理事案１件で、年度末の未処理事案は０件となっている。

令和元年度中処理事案

事案名	申出人 受付方法	申出の内容	処理結果	受付年月日 処理年月日
令和元年－１号	A 電子メール	勤務時間の取扱いに関する相談	人事企画課と調整の上、申し出人に調整結果を連絡	令和元年 11 月 25 日 令和元年 11 月 27 日

（注）　申出人が特定される事項等については記載しない。

第５章　職員団体

一　概　　説

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体である（地方公務員法第 52 条第１項）。

本委員会は、地方公務員法等の規定に基づき、職員団体に関して次の事務を処理している。

・職員団体の登録

・管理職員等の範囲の指定

二　職員団体の登録

１　登録の意義及び効果

登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たしている団体であることを公証する制度である（地方公務員法第 53 条）。

登録を受けるかどうかは当該団体の任意であるが、登録された職員団体には次の効力が与えられる。

①　職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に当局はその申入れに応ずべき地位に立つこと。

②　人事委員会に申出をすることにより法人となることができること。

③　職員団体の役員の在籍専従が認められること。

２　登録職員団体

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の　別	登録年月日	法人格の有無
1	鳥取県職員労働組合	鳥取市東町１丁目271 県庁第２庁舎内	単位団体	昭和 41.10.7	有
2	鳥取県高等学校教職員組合	鳥取市大榎町７-１	単位団体	昭和 41.10.7	有
3	鳥取県教職員組合	鳥取市大榎町７-１	連合体	昭和 41.10.7	有

３　令和元年度（平成 31 年度）の職員団体登録申請取扱件数

区　　分		件　　数
新　規　登　録		０ 件
変 更 登 録	役員変更	３ 件
	規約変更	２ 件
合　　計		５ 件

三　管理職員等の範囲の指定

職員のうち管理職員等とその他の職員は、同一の職員団体を組織することはできず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条）。

管理職員等の範囲については、管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 30 号）を制定しており、県の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

公布年月日	規則番号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の概要
令和元．7．4	6	組織改正に伴い、所要の改正を行った。
令和 2．3.27	4	組織改正に伴い、所要の改正を行った。

第６章　労働基準監督

一　概　　説

地方公務員法第 58 条第３項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第５項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第１第 11 号、第 12 号及び官公署（同法別表第１に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

二　労働基準監督の職権行使の区分

県の各機関のうち、労働基準監督の職権行使を行う区分は次のとおりである（地方公務員法第 58 条第５項、労働基準法別表第１）。

１　人事委員会が職権を行使する機関

（令和２年３月 31 日現在）

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機　関　の　名　称
第12号	教育･研究・調査	54	職員人材開発センター　衛生環境研究所　原子力環境センター　農業大学校　農業試験場　園芸試験場　畜産試験場　中小家畜試験場　林業試験場　看護専門学校　消防学校　埋蔵文化財センター　むきばんだ史跡公園　産業人材育成センター　水産試験場　栽培漁業センター　教育センター　青年の家　少年自然の家　県立高等学校　盲学校（寄宿舎を除く）　聾学校　養護学校　高等特別支援学校（寄宿舎を除く。）　警察学校
別表第１以外	上記以外の機関	67	議会事務局　知事部局本庁（職員人材開発センター、衛生環境研究所、原子力環境センター、農業大学校を除く。）　東京本部　関西本部　名古屋代表部　東部地域振興事務所―消費生活センター　山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館　県立ハローワーク　取締船　消防防災航空センター　公文書館　総合事務所地域振興局　県税事務所 生活環境事務所　工事検査事務所　福祉相談センター　児童相談所　婦人相談所　交通事故相談所　男女共同参画センター　農林事務所　鳥獣対策センター　病害虫防除所　境港水産事務所　教育委員会事務局本庁（教育センターを除く。）　教育局　選挙管理委員会事務局　監査委員事務局　人事委員会事務局　労働委員会事務局　海区漁業調整委員会事務局　内水面漁場管理委員会事務局　警察本部警察署
合　　計		121	

２　労働基準監督署長が職権を行使する機関

（令和２年３月 31 日現在）

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機　関　の　名　称
第１号	製造･加工	2	企業局東部事務所　企業局西部事務所
第３号	土木･建築	6	県土整備事務所及び総合事務所県土整備局　鳥取港湾事務所
第13号	保健衛生	16	総合事務所福祉保健局　喜多原学園　皆成学園　総合療育センター　鳥取療育園　中部療育園　精神保健福祉センター　食肉衛生検査所　家畜保健衛生所　寄宿舎　病院
別表以外	上記以外の機関	2	企業局本局　病院局総務課
合　計		26	

三　労働基準監督の職権の内容

１　労働基準法に基づく職権

・貯蓄金の管理に係る協定の届出の受理（労働基準法第 18 条第２項）
・解雇制限・解雇予告除外認定（労働基準法第 19 条第２項及び第 20 条第３項）
・一斉休憩除外許可（労働基準法第 34 条第２項）
・時間外労働・休日労働に関する協定の届出の受理（労働基準法第 36 条第１項）
・断続的勤務の許可（労働基準法第 41 条第３号）
・その他の業務

２　労働安全衛生法に基づく職権

・ボイラー、第一種圧力容器等の設置届の受理（労働安全衛生法第 88 条第１項、ボイラー及び圧力容器安全規則第 10 条）
・ボイラー、第一種圧力容器等の検査等（性能検査を除く。性能検査は登録性能検査機関が行う。）（労働安全衛生法第 38 条、ボイラー及び圧力容器安全規則第 14 条等 ）
・職員の健康診断結果報告の受理（労働安全衛生法第 66 条、労働安全衛生規則第 52 条）
・職員の死傷病報告の受理（労働安全衛生法第 100 条、労働安全衛生規則第 97 条）
・産業医、衛生管理者等選任報告の受理（労働安全衛生法第 12 条第１項及び労働安全衛生規　則第７条第２項等）
・その他の業務

四　令和元年度（平成 31 年度）の取組状況

1　労働基準監督事項の取扱状況

項　　目	処　理　件　数
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届等の受理	41
解雇予告の除外認定	—
宿直又は日直勤務許可	4
貯蓄金管理に関する届の受理	—
総括安全衛生管理者等選任報告の受理	25
労働者死傷病報告の受理	13
ボイラー設置届の受理	—
落成検査	—
変更検査	—
使用再開検査	—
検査証の名義書換	—
使用廃止（検査証の返還）	1
取扱作業主任者選任報告の受理	—
小型ボイラー設置報告の受理	—
第一種圧力容器設置届の受理	—
落成検査	—
使用再開検査	—
使用廃止（検査証の返還）	—
アセチレン溶接装置設置届の受理	—
クレーン設置報告の受理	—
プレス機械設置報告の受理	—
有機溶剤設備設置届の受理	—
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	—
局所排気装置設備等特例許可	—
放射線装置等設置届の受理	—
一般健康診断結果報告（定期、特定業務従事者）の受理	41
特別健康診断結果報告（電離放射線、有機溶剤業務等）の受理	40
合　　計	165

※ボイラー及び第一種圧力容器の各検査は、昭和 51 年度以降（社）日本ボイラ協会に委託して実施している。

２　その他

本委員会で毎年実施している事業場調査に併せて、労働基準法第 36 条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36 協定」という。）を締結している県の機関 54 事業場に対して、協定に定める１年あたりの上限時間数の超過の有無及び休日勤務における勤務時間の超過の有無に関する調査（台帳調査）を実施した。

五　令和元年度（平成 31 年度）のボイラー及び第一種圧力容器設置状況

事業所		区分	
名称	設置場所	ボイラー	第１種圧力容器
鳥取県林業試験場	鳥取市河原町稲常113	―	１基
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711－１	―	１基
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048	―	１基
鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	―	２基
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北３丁目250	―	２基
鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原７丁目13－４	１基	―
鳥取県交通総合センター	鳥取市千代水２－８	２基	―
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原312－１	１基	―
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-１	―	１基
鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	１基	２基
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	１基	―
合計	11事業所	６基	10基

第７章　公平委員会の事務の受託

一　概　　説

地方公務員法第７条第４項の規定により公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会は県内の町村、一部事務組合及び広域連合の団体の公平委員会の事務を受託している。

二　受託団体

１　町　村

（令和２年３月 31 日現在）

団体名	所　在　地	受託年月日
岩美町	岩美郡岩美町浦富 675-1	昭和 29.10.　1
若桜町	八頭郡若桜町若桜 801-5	昭和 40.　4.　1
智頭町	八頭郡智頭町智頭 2072-1	昭和 40.　4.　1
八頭町	八頭郡八頭町郡家 493	平成 17.　3.31
三朝町	東伯郡三朝町大瀬 999-2	昭和 29.10.　1
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町久留 19-1	平成 16.10.　1
琴浦町	東伯郡琴浦町徳万 591-2	平成 16.　9.　1
北栄町	東伯郡北栄町由良宿 423-1	平成 17.10.　1
日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津 872-15	昭和 36.　1.10
大山町	西伯郡大山町御来屋 328	平成 17.　3.28
南部町	西伯郡南部町法勝寺 377-1	平成 16.10.　1
伯耆町	西伯郡伯耆町吉長 37-3	平成 17.　1.　1
日南町	日野郡日南町霞 800	昭和 40.　8.　1
日野町	日野郡日野町根雨 101	昭和 40.　8.　1
江府町	日野郡江府町江尾 475	昭和 40.　8.　1
合　計	15　団　体	

２　一部事務組合

（令和２年３月 31 日現在）

団体名	所　在　地	受託年月日
境港管理組合	境港市大正町215（みなとさかい交流館内）	昭和33. 4. 1
鳥取県町村総合事務組合	鳥取市東町１丁目271（県町村会内）	昭和37. 7. 1
米子市日吉津村中学校組合	米子市加茂町１丁目１（米子市役所内）	昭和37.10. 1
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市鍛冶町 18-2	昭和47.11. 1
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原 1129-1（米子市淀江支所内）	昭和47.11. 1
日野病院組合	日野郡日野町野田 332（日野病院内）	平成 8. 7.15
日野町江府町日南町衛生施設組合	日野郡江府町江尾 475（江府町役場内）	昭和42. 1. 1
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	西伯郡南部町法勝寺 377-1（南部町役場内）	昭和55. 4. 1
合　　計	8　団　体	

３　広域連合

（令和２年３月 31 日現在）

団体名	所　在　地	受託年月日
鳥取中部ふるさと広域連合	東伯郡北栄町土下 112（北栄町役場北条庁舎内）	平成10. 7. 1
南部箕蚊屋広域連合	西伯郡南部町法勝寺 377-1（南部町役場内）	平成11.10. 5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	東伯郡湯梨浜町龍島 500（湯梨浜町役場東郷庁舎内）	平成 19.12.20
合　　計	3　団　体	

三　受託事務の内容

県内の町村、一部事務組合及び広域連合の次の事務を受託している（地方公務員法第８条第２項）。

・勤務条件に関する措置の要求の審査
・不利益処分に関する審査請求の審査
・職員からの苦情処理
・職員団体の登録
・管理職員等の範囲の指定
・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査
・働きかけ規制違反行為の監視

四　受託事務の取扱状況

1　措置要求事案の取扱状況

令和元年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

2　審査請求事案の取扱状況

令和元年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

3　苦情申出事案の取扱状況

令和元年度においては、前年度からの係属事案０件、年度中の新規申出事案０件、年度中の処理事案０件で、年度末の未処理事案は０件となっている。

令和元年度中処理事案

なし

（注）　申出人が特定される事項等については記載しない。

4　職員団体の登録状況

(1)　職員団体の登録状況

（令和２年３月 31 日現在）

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の　別	登　録年月日	法人格の有無
5	湯梨浜町職員労働組合	東伯郡湯梨浜町久留19-１ 湯梨浜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
8	三朝町職員労働組合	東伯郡三朝町大瀬999-２ 三朝町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
9	北栄町職員労働組合	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
10	琴浦町職員労働組合	東伯郡琴浦町徳万591-２ 琴浦町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
11	南部町職員労働組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
15	日南町職員労働組合	日野郡日南町霞800 日南町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
16	若桜町役場職員労働組合	八頭郡若桜町若桜801-５ 若桜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
18	大山町職員労働組合	西伯郡大山町御来屋328 大山町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
23	江府町職員労働組合	日野郡江府町江尾475 江府町役場内	単位団体	昭和 41.10.12	無
24	岩美町職員労働組合	岩美郡岩美町浦富675-１ 岩美町役場内	単位団体	昭和 41.11.15	無
27	境港管理組合職員労働組合	境港市大正町215 みなとさかい交流館内	単位団体	昭和 45.１.16	無
29	伯耆町職員労働組合	西伯郡伯耆町吉長37-３ 伯耆町役場内	単位団体	昭和 57.２.６	無

30	日野町職員労働組合	日野郡日野町根雨101 日野町役場内	単位団体	昭和 57.10.29	無
31	八頭町職員労働組合	八頭郡八頭町郡家493 八頭町役場内	単位団体	昭和 61．３.24	無
34	智頭町職員労働組合	八頭郡智頭町智頭2072-１	単位団体	昭和 63.12.27	無
35	日吉津村職員労働組合	西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村役場内	単位団体	平成 ２.10.26	無
41	八頭町図書館司書職員 労働組合	八頭郡八頭町宮谷256-4	単位団体	平成 22．１.19	無
43	琴浦町臨時・パート職員 労働組合	東伯郡琴浦町浦安309	単位団体	平成 26．２.27	無

(2)　平成 31 年度（令和元年度）の登録申請取扱件数

区　　分		件　数
新　規　登　録		0
変 更 登 録	役 員 変 更	18
	規 約 変 更	1
解　　散　　届		0
合　　計		19

5　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について

職員団体と労働組合の連合団体で公務員の数が過半を占める等一定の要件を満たす団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第３条により、規約について認証機関の認証を受け、登記することにより法人格を取得することができる。

平成 31 年度（令和元年度）に当該認証を行った例はない。

6　管理職員等の範囲の指定の状況

職員のうち管理職員等とその他の職員は同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条）。

受託団体の管理職員等の範囲については、「公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年人事委員会規則第 31 号）」を制定しており、受託団体の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

平成 31 年度（令和元年度）の人事委員会規則の改正は、３件であった。

人事委員会委員・事務局職員名簿

1　人事委員会委員　　（令和２年４月１日現在）

職 名	氏　　名	任　　期	左のうち委員長任期
委員長	小松　哲也	1期目 平成29.10.21 ～ 令和3.10.20	令和1.9.13 ～ 令和2.9.12
委　員	上田　博久	1期目 平成26. 7.5～ 平成27. 7.22 2期目 平成27. 7.23～ 令和1.7.22 3期目 令和1.7.23 ～ 令和5.7.22	平成28. 9.9 ～ 平成29. 9.8 平成29. 9.13 ～ 平成30.9.12 平成30.9.13 ～ 令和1.9.12
委　員	中本久美子	1期目 平成 30. 7. 19～令和4.7.18	

2　事務局職員

職　　名		氏　　名	就任年月日
事　務　局　長		川　本　晴　彦	平成31年4月1日
次長（兼任用課長）		山　添　　久	平成29年4月1日
任用課	（課　　長）	山　添　　久	平成29年4月1日
	主　　幹	尾　田　聡　子	平成31年4月1日
	係　　長	毎　野　卓　実	平成30年4月1日
	主　　事	米　澤　　諒	平成30年4月1日
	主　　事	草　刈　真　子	令和2年4月1日
	会計年度任用職員	田　中　奈　津　枝	令和2年4月1日
給与課	課　　長	川　口　豊　長	平成31年4月1日
	係　　長	仙　田　陽　子	平成29年4月1日
	係　　長	髙　多　孝　典	平成30年4月1日
	主　　事	尾　﨑　結　子	平成26年4月1日
	主　　事	竹　歳　侑　真	平成31年4月1日
	主　　事	米　澤　実　玖	平成31年4月1日

（参考）転出職員

職　　名	氏　　名	転出年月日	転　出　先
任用課　主事	先　灘　文　範	令和２年４月１日	関西本部　主事
任用課　主事	小　柴　千　夏	令和２年４月１日	健康医療局医療政策課　主事